

キッズプラザ大阪 アイスクリーム自動販売機設置事業者募集要項

キッズプラザ大阪では、館内の来館者向けアイスクリーム自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）について、企画競争方式（プロポーザル方式）により選定する。

1 業務概要

(1) 所在地

大阪市北区扇町2-1-7

(2) 設置場所

キッズプラザ大阪 3階

(3) 設置台数

1台を新たに増設置する。設置場所は、仕様書の「自動販売機設置位置図」を参照。
(3階に既存のアイスクリーム自動販売機1台は、別途、継続して設置する。)

(4) 業務の内容

本業務の内容は、別紙「キッズプラザ大阪 アイスクリーム自動販売機設置仕様書」を原案とし、受注予定者の提案等をふまえて協議のうえ詳細な仕様書を確定させる。

(5) 設置期間

令和6年8月1日から令和7年3月31日まで。

令和7年4月1日以降については、当初の設置条件を変更しないことを前提として、最長令和9年3月31日を限度に年度更新する。なお、更新を希望しない場合は、期間満了の3か月前までに書面により申し出ること。また、やむを得ず設置条件を変更する場合は、別途、協議する。

2 選定スケジュール（予定）

募集要項等の公表	令和6年6月7日（金）
参加申込書受付締切	令和6年6月17日（月）午後3時まで
参加資格審査結果通知	令和6年6月19日（水）
質問書の提出期限	令和6年6月21日（金）午後3時まで
質問書の回答期限	令和6年6月26日（水）
企画提案書等提出期限	令和6年7月7日（日）午後3時まで
書類審査結果通知	令和6年7月14日（日）
優先交渉権者と詳細協議（仕様書調整等）	令和6年7月中旬～下旬
契約締結	令和6年8月1日（木）

3 選定方法

プロポーザル方式（書類選考型。プレゼンテーションは実施しない。）

4 応募資格要件

- (1) 大阪府内に営業拠点を有し、5年以上の営業実績があること
- (2) 法人組織であること
- (3) 本社所在の消費税及び地方消費税、市町村税及び都道府県税の未納がないこと
- (4) 過去5年間にキッズプラザ大阪または同等規模の施設での設置実績があること
- (5) 過去5年間に金融機関との取引停止や営業停止の処分を受けていないこと
- (6) 過去5年間に食品衛生法および関係法規に違反していないこと
- (7) 暴力団又はその暴力的集団の構成員ではないこと
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属するものでないこと

5 参加申し込み

本プロポーザルに参加意思のある事業者は、次の方法によって参加申込書等を提出すること。

- (1) 提出期限
令和6年6月17日（月）午後3時まで
- (2) 提出先
「11 問合せ及び書類の提出先」のとおり
- (3) 提出方法
持参または郵送による。持参する場合は、事前に来館日時を連絡すること。なお、郵送の場合は提出期限までに必着とする。
- (4) 提出書類
ア プロポーザル参加申込書（様式1）
イ 事業者概要（様式2）
- (5) 提出部数
1部
- (6) 参加資格審査結果の通知
提出資料をもとに参加資格の審査を行い、令和6年6月19日（水）までに参加申込書等提出者あてに電子メールで通知する。

6 質問の受付及び回答

本募集要項及び仕様書等に関する質問については、質問票（様式3）を提出すること。

- (1) 質問受付期間
令和6年6月21日（金）午後3時まで
※質問受付期間を過ぎた質問については受け付けない。
- (2) 質問方法
質問票（様式3）を電子メールにて、soumu@kidsplaza.or.jp あてに送信すること。
件名を「アイス自販機設置質問票」とすること。
※電話や口頭による質問の受付は行わない。

(3) 質問への回答方法

令和6年6月26日(水)までに、全質問に対する回答を質問者の名前を伏せたうえで、参加資格決定者全員へメールで回答する。

7 企画提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた事業者は、次の方法によって企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年7月7日(日)午後3時まで

(2) 提出書類

書類	様式	備考
ア 自動販売機設置実績調書	様式4	
イ 業務実施体制	様式5	故障時や緊急時の体制、商品の補充・ごみの回収・清掃体制の記載を含む
ウ 企画提案書	様式自由	次の「企画提案書作成の留意点」を参照のうえ、作成すること。
エ 販売手数料率	様式6	

〔企画提案書作成の留意点〕

別紙、「キッズプラザ大阪 アイスクリーム自動販売機設置仕様書」を踏まえて次の項目を参考に対応方法や考え方を盛り込むこと。

- (ア) アイスクリーム自動販売業務の特徴・実施方針
- (イ) 収益増加施策
- (ウ) 自動販売機の仕様
各自動販売機のサイズ等(仕様の詳細)
- (オ) ユニバーサルデザインの考え方
- (カ) キャッシュレス決済
- (キ) 省エネルギー化の促進等(使用する機器等)による環境負荷への低減策
- (ク) 主な商品ラインナップと販売価格
- (ケ) 子どもを対象とした高い効果が期待できる付加価値
- (コ) 館内の利用者に対して効果が期待できる付加価値、協賛物品等

※提出書類の留意事項について

- ・当財団へ提出された前記の書類は理由の如何に関わらず返却しないものとする。
- ・日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- ・提出書類の修正等は、提出期限内において可能とする。
- ・A4版とし、両面印刷で10枚以内(20ページ以内。表紙・目次は除く。)にまとめること。
ただし、図表等については、A3版をA4版に折り込むことも可とする。
- ・字方向は横書き、用紙方式は縦使いとすること

- ・ホッチキスは2点留め（左とじ）
- ・事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。

(3) 提出方法

事前に来館日時を連絡のうえ、キッズプラザ大阪まで持参すること。

※郵送等は受け付けない。

(4) 提出部数

- ・3部（正本1部、副本2部）

※副本においては、提案事業者名が推定できるような記載（事業者名、ロゴマーク等）にはマスキング処理を行うこと。

8 選定に関する事項

(1) 選定基準

提出された企画提案書等の応募書類を審査したうえで、次に示す視点に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行い選定する。

評価項目	観点	配点
業務実績	過去5年間の実績	10
業務実施体制	業務実施体制	20
	故障時や緊急時の体制	
	商品の適切な補充体制	
	空き容器（ごみ）回収や清掃回数	
	その他	
企画提案	本業務の特徴・実施方針	30
	収益増加施策	
	ユニバーサルデザイン	
	キャッシュレス決済対応	
	環境負荷への低減策、環境配慮や社会貢献活動関連	
	商品ラインナップと販売価格	
	子どもを対象とした高い効果が期待できる付加価値	
	館内の利用者に対して効果が期待できる付加価値	
	協賛物品等	
	その他	
販売手数料率		40
評価点合計		100

(2) 選定方法

最も評価点の高い事業者を優先交渉権者とし、次に得点の高い事業者を次点者とする。

また、評価点が最も高い事業者が複数の場合は、評価基準表の【販売手数料率】の得点が高い事業者を上位とする。提案内容の得点も同数となった場合は、【企画提案】の得点が高い事業者を上位とする。

(3) 審査対象からの除外（失格条項等）

次のいずれかに該当する場合は審査の対象から除外する。

- (ア) 提出期限に遅延した場合
- (イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (ウ) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (エ) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (オ) 提出された見積金額（販売手数料）が最低料率より低い場合
- (カ) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態となった場合
- (キ) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- (ク) その他、失格にあたる事由があると認めた場合

9 契約に関する事項

本設置事業者募集の優先交渉者として選定された事業者と次の要領で契約の交渉を行う

(1) 契約内容及び金額

最終的な契約内容及び販売手数料率については、優先交渉権者とキッズプラザ大阪の間で提案内容等を確認し、実現内容について精査・調整の上、最終的な契約内容・販売手数料率を確定する。

※提案内容をもって直ちに契約を行うものではない。

(2) 仕様

契約内容となる仕様については、別紙仕様書（案）をもとに、優先交渉権者の提案内容や協議内容を盛り込んだ形で作成する。

(3) 提案内容

提案資料及び提案内容については、実施できることを確約したものとみなす。

(4) 契約締結

本契約については令和6年8月1日付けで行う。ただし、自動販売機の設置日時については、事前調整のうえ令和6年7月末までに設置すること。

(5) 辞退等

辞退その他の理由で契約できない場合は、次点の事業者を契約候補者とし契約の交渉を行う。

10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 本プロポーザル実施要領（スケジュール含む）及びその他の書式等に変更がある場合

にはキッズプラザ大阪のホームページで告知する。

- (3) 自動販売機の設置に関する必要な手続きは自動販売機設置事業者が行うこと。
- (4) 自動販売機の設置にあたっては、事前にキッズプラザ大阪と協議すること。
- (5) 決定後において、資格要件を満たさないこと及び提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には、決定を取り消すことがある。

11 問合せ及び書類の提出先

〒530-0025 大阪府大阪市北区扇町2-1-7

一般財団法人大阪教育文化振興財団 キッズプラザ大阪 (担当：細川、中西)

電話番号：06-6311-6601

メールアドレス：soumu@kidsplaza.or.jp